

津和野町営住宅設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(入居者の資格)</p> <p><u>第 6 条 町営住宅に入居できる者は、そのもの又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものその他婚姻の予約者を含む。第 22 条第 1 項において同じ)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないもので、法第 23 条(同条に規定する老人等にあつては、同条第 2 号及び第 3 号)及び第 24 条第 2 項の条件(同条第 1 項に規定する場合にあつては、同条第 2 項の条件)を具備するもののほか、次の条件を具備するものでなければならない。</u></p> <p>(1) 町税等を滞納していないもの</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p><u>第 6 条 町営住宅の入居者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。以下この条及び第 12 条第 1 項において同じ。)があること。</u></p> <p>(3) <u>法第 23 条各号に掲げる条件を具備すること。</u></p> <p>(4) <u>その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。</u></p>

2 前項の規定に関わらず、高齢者、身体障害者、その他の特に居住の安定を図る必要がある者として次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前項第1号に掲げる条件を具備することを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

2 事業主体が定める金額のうち、法第 23 条第 2 号イに規定する金額は令第 6 条第 5 項第 1 号に定める金額とし、法第 23 条第 2 号ロに規定する金額は令第 6 条第 5 項第 2 号に定める金額とする。

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第 5 条の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの

3 町長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、その職員に、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

4 次に掲げる地域内の町営住宅に係る第 1 項の規定については、当該町営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同項第一号の条件を具備する者とみなす。

(1) 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域

(2) 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村の区域

5 同左